

—ご旅行条件書（要旨）—

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当旅行条件書に記載のないもの等は、当財団旅行業約款（標準旅行業約款）によります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般財団法人おくとま地域振興財団（以下「当財団」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当財団と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）、本旅行条件書、確定書類（最終旅行日程表）および当財団旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- (1) 電話・郵便・ファクシミリ・その他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。旅行契約は、当財団が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (2) お申込金が必要なツアーについては お申込金は旅行代金・取消料、または違約金のそれぞれの一部として取り扱いいたします。お申込金のご案内がないツアーについては、旅行代金全額を当日徴収いたします。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された交通費・宿泊費・食事費・施設利用料金・旅行取扱料金及び消費税等諸税。

4. お客様からの旅行契約の解除・取消料

(1) 宿泊プラン

取消日	7日前～2日前	前日	当日(※を除く)	※無連絡・不参加
取消料	30%	40%	50%	100%

(2) 日帰りプラン

取消日	3日前～前日	当日(※を除く)	※無連絡・不参加
取消料	20%	50%	100%

- (3) 取消日とは、お客様が当財団の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

5. 当財団による旅行契約の解除

- (1) 当財団は次の場合において旅行者に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。
お客様の代金不払い、申し込み条件不適合、病気、旅行の円満な実施が不可能なとき、天災地変、戦乱、運輸機関等におけるサービス提供の中止、官公庁の命令その他の当財団の関与できない事由による場合。
- (2) お申し込み人員が募集広告（パンフレット等）に記載した最少催行人員に満たない時は旅行の実施を取り止める事があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日前）にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6. 当財団の責任

- (1) 当財団は、旅行契約の履行にあたって、当財団の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を当財団の規定に基づき賠償いたします。
- (2) お客様の次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。
a：天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b：運送機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
c：官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
d：自由行動中の事故
e：食中毒
f：盗難
g：運送機関の遅延、不通またはこれによって生ずる旅行日程の変更

7. お客様の責任

当財団はお客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により当財団が損害を被ったときには、お客様から損害の賠償を申し受けます。また、お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識した時は旅行先で速やかに、当財団または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

8. 個人情報の取り扱いについて

当財団は、旅行申し込みの際に当財団が取得した個人情報をお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関のサービス手配、およびそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、統計資料の作成等にお客様の個人情報の一部を利用させていただくことがあります。

9. その他の注意事項

インターネットで予約されるお客様については、サイト内の掲示内容を全てご確認のうえ予約をお願いします。また、内容の未確認によるお客様の不利益については当財団の責に帰さないものとします。